

神奈川県教育委員会と連携した
茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針

令和7年5月
茅ヶ崎市教育委員会

目次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	2
2-1	目指す姿	2
2-2	指針の位置づけ	3
2-3	指針の期間	4
2-4	指針の対象	4
2-5	指針の目標指標	4
2-6	働き方改革の確かな推進に向けて	4
2-7	進行管理	4
3	目標達成に向けた取組の方向性	5
3-1	目標達成に向けた取組の方向性	5
3-2	想定される具体的な取組の一例	6

参考資料

1 はじめに

平成 29(2017)年度の学習指導要領の改訂により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をはじめ、いじめ・不登校等への対応、インクルーシブ教育の推進、新たな教科への対応など、学校や教員に求められる役割が拡大している状況にあります。

文部科学省は、28(2016)年度に教員勤務実態調査を実施し、同調査で学校現場の教職員の厳しい勤務実態が明らかになりました。中央教育審議会は、調査結果を踏まえ、29(2017)年 12 月に「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」を取りまとめ、文部科学省から全国の教育委員会へ「学校における働き方改革に関する緊急対策について」が通知されました。さらに 31(2019)年 1 月に、同審議会は「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を取りまとめ、同年 3 月に同省から各教育委員会及び各学校に対して、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」が通知され、教職員の勤務環境の改善に向けた取組を徹底して行うことが要請されています。しかしながら、その後も教職員を取り巻く環境は依然厳しく、令和 5（2023）年 8 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会・質の高い教師の確保特別部会から、緊急提言として「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」が出されました。また、神奈川県では、元（2019）年 10 月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定（7（2025）年 3 月に改訂）し、取組を進めています。この指針においては、市町村教育委員会と連携を図りながら、一体として取組を進めていくことが前提とされています。

こうした国や県の動きを踏まえ、市教育委員会としても市立学校の教職員（以降、「教職員」という。）の働き方改革は急務と考え、2（2020）年に策定した市教育大綱及び市教育基本計画で「教職員の教育活動への支援」を重点施策とし、教職員の意識改革や勤務条件など働き方の見直しを明記しました。同大綱及び計画に基づき、学校閉庁日や部活動の休養日の設定、学校業務のデジタル化及び人的支援の拡充など、働き方の改革に資する取組を進めていますが、勤務実態を見ると、教職員の多くが時間外在校等時間 45 時間を超え、未だその勤務状況は厳しい結果となっています。

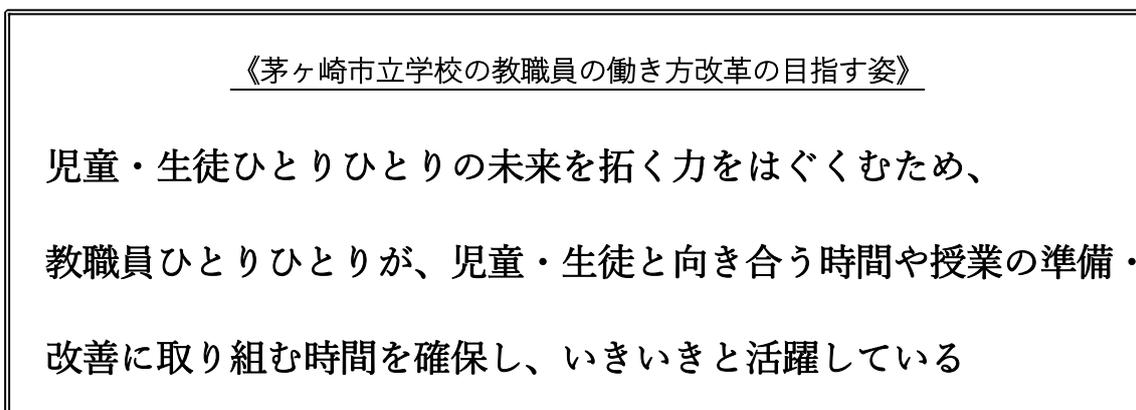
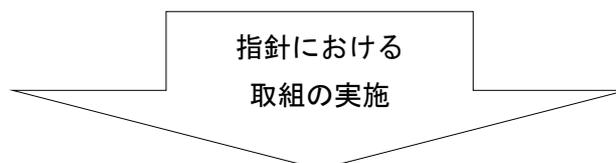
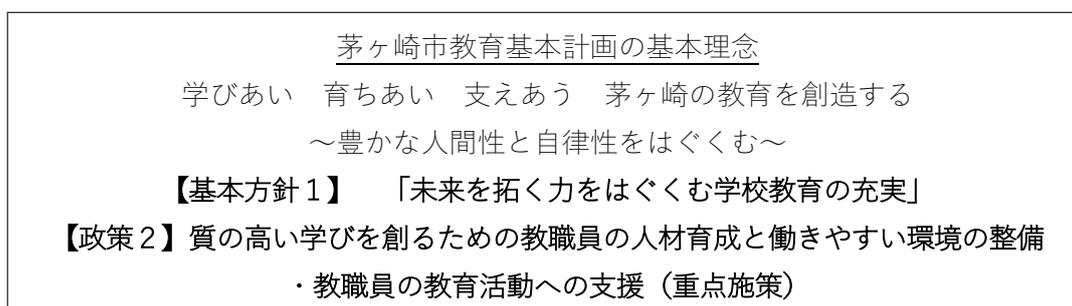
そこで、この度、教職員の働き方改革に関する基本的な考え方を示した「神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針（以降、「指針」という。）」を策定しました。

指針では、神奈川県教育委員会（以下「神奈川県」）の指針を基本的な考え方として捉え、神奈川県と一体となり教職員の働き方改革を推進するとともに、教職員が児童・生徒と向き合う時間を確保し、教職員のウェルビーイングを向上させ、子どもたちへのより良い教育を実現するための取組や方向性を示しています。

2 基本的な考え方

2-1 目指す姿

「茅ヶ崎市立学校の教職員の働き方改革指針」では、茅ヶ崎市が教育基本計画で掲げる「未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」の実現に向けて、質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備に資する働き方改革の取組を、学校と教育委員会が一丸となって進めていくこととしています。



4（2022）年12月の中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）」では、「学校教育の成否は、教師の力に大きく依存していることは言うまでもない」とし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」の実現のために、「教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も士気を高め、誇りを持って働くことができている」ことをあるべき姿の一つとして掲げています。

2-2 指針の位置づけ

指針は、茅ヶ崎市教育基本計画における「政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備」の重点施策「教職員の教育活動への支援」において、学校と教育委員会が、教職員の働き方改革をより具体的に進めるための基本的な考え方を示したものです。

他の教育に関わる政策と有機的に関わりながら「基本方針1 未来を拓く力をはぐくむ学校教育の充実」を図り、基本理念「学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する～豊かな人間性と自律性をはぐくむ～」の実現に寄与します。

神奈川県指針を基本的な考え方として捉え、一体となり取組を進めていきます。

	▼基本方針	▼政策	▼施策
基本理念 学びあい 育ちあい 支えあう 茅ヶ崎の教育を創造する 豊かな人間性と自律性をはぐくむ	基本方針1 未来を拓く力 をはぐくむ学 校教育の充実	政策1 児童・生徒の資質と能力をはぐくむための授業づくりと学びを支える体制の構築	○地域の教育資源を生かした学校運営【重点施策】 ○学校運営や教育課程の改善のための指導・助言 ○児童・生徒の学びを支える人的支援と教材・ICT環境の充実 ○児童・生徒に寄り添った教育環境の充実【重点施策】
		政策2 質の高い学びを創るための教職員の人材育成と働きやすい環境の整備	○教職員の教育活動への支援【重点施策】 ○教育活動の実践展開に役立つ情報の収集と提供
		政策3 子どもと大人が共に育ちあう社会教育の推進	○社会教育関係職員の人材育成 ○学びと交流を通じた地域の教育力の向上【重点施策】 ○青少年の居場所づくりと青少年育成に係る体制の整備 ○情報拠点としての図書館の充実 ○家庭教育・幼児期の教育を支えあう環境の醸成
	基本方針2 ひとづくり、つながりづくり、地域づくりを進める社会教育の充実	政策4 郷土に学び未来を拓く学習環境の整備	○郷土の自然や歴史・文化を学び、ふるさと意識を醸成する教育活動の展開【重点施策】 ○文化財の保護・活用
	基本方針3 教育活動を効果的に進める 教育行政の充実	政策5 教育的効果を高める 教育行政の推進	○教育行政の円滑な運営 ○教育行政の点検・評価と進行管理の推進 ○教育に関する基礎研究の推進【重点施策】 ○学校の適正規模及び適正配置の推進
		政策6 安全で安心な教育施設の整備	○教育施設の再整備【重点施策】 ○計画的な教育施設の維持保全
		政策7 子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備	○栄養バランスのとれた小学校給食の提供と食育の推進 ○中学校給食の実現【重点施策】 ○児童・生徒の就学支援 ○児童・生徒の健康管理の推進と子どもを取り巻く環境の安全対策

2-3 指針の期間

指針の期間は、7(2025)年度～12(2030)年度とします。なお、茅ヶ崎市実施計画 2030 の策定、教育大綱及び教育基本計画の見直しに併せて、施策の具体的な取組内容を検討します。

2-4 指針の対象

神奈川県指針の対象者は教員のみですが、本市の指針はチーム学校としての市立小・中学校に在籍するすべての教職員を対象とします。

★県費負担教職員に関する特有の事項（服務に関する事など）については、県費負担教職員（校長、教頭、総括教諭、総括養護教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、学校事務職員）を対象とします。

2-5 指針の目標指標

神奈川県指針を参考とし、本市における教職員の働き方改革に関する12年度末までの目標を次のとおり設定します。

★原則としてフルタイムの県費負担教職員を対象とします。

(1) 長時間勤務の是正

時間外在校等時間	月 45 時間超の割合	<u>0%</u>
	年 360 時間超の割合	<u>0%</u>

(2) 教職員のウェルビーイングの向上

現在の職場を働きやすい職場と感じている教職員の割合	<u>80%以上</u>
仕事にやりがいがあると感じている教職員の割合	<u>80%以上</u>

2-6 働き方改革の確かな推進に向けて

推進に向けては、学校、市教育委員会、そして教職員ひとりひとりが、指針における働き方改革に関する基本的な考え方や、それぞれの役割等を共有し、それぞれが実施すべきことに自律的に取り組むことが必要です。

また、教職員ひとりひとりの意識改革を進めることや、今後の教育現場を担うことになる若手教職員の考え方を取り入れ、教育委員会や学校において組織横断的に迅速に取組を推進していく視点も重要な要素となります。

2-7 進行管理

指標の達成度の確認については、毎年度実施している教育委員会の点検・評価の中で行っていきます。

3 目標達成に向けた取組の方向性

3-1 目標達成に向けた取組の方向性

市教育委員会及び各学校は、「2-5」で示した目標を達成するため、次に示す方向性により、一丸となって教職員の働き方改革に関する取組を神奈川県と連携しながら進めていきます。なお、国や県等の新たな動きなどにより、必要な見直しを図ります。

●方向性1：教職員が本来業務に注力できる環境づくり

- (1) 業務の削減、見直し
 - ・学校への調査、照会の削減
 - ・学校行事等の見直し、効率化
 - ・部活動に関する方針の遵守
 - ・勤務時間外の留守番電話等の設定や活用
- (2) チームで支える学校づくりの推進
 - ・外部人材の活用による教職員の業務負担の軽減（業務アシスタント、スクール・サポート・スタッフなど）
 - ・外部人材の活用による困難を抱える子どもへの支援（スクールカウンセラーなど）
- (3) 教職員の業務の明確化
 - ・学校と保護者・地域との役割分担（コミュニティ・スクールの活用等）

●方向性2：働き方改革の実効性を高める環境づくり

- (1) 意識・風土の改善
 - ・教職員の働き方改革に対する意識の醸成
 - ・完全退勤時間の設定・遵守
 - ・学校閉庁日の遵守
 - ・会議等の見直し、効率化
- (2) 現場の声を踏まえたPDCAサイクルの構築
 - ・働き方改革に関する教職員の声を聞く仕組みづくり
 - ・教育委員会における取組状況の見える化
- (3) 質の高い教職員の確保
 - ・教職員の配置定数の改善について国に要望

●方向性3：働きやすい職場環境づくり

(1) 校務DXの加速化

- ・様々な校務へのDXの導入（保護者との連絡、テストの採点等）
- ・外部人材の活用によるICT支援

(2) 快適に仕事ができる勤務環境の整備

- ・職員室などのオフィス環境の改善整備
- ・年次休暇等の取得促進

●方向性4：教職員がいきいきと活躍できる環境づくり

(1) 組織的な支援体制の充実

- ・通話の録音機能導入による相談等の的確な把握
- ・保護者等の相談窓口の設置
- ・教職員のメンタルヘルス対策の充実
- ・管理職のマネジメント力の強化

(2) 教職員の処遇改善

- ・教職員の処遇改善について国に要望

3-2 想定される具体的な取組の一覧

取組の具体的な内容（予算の増減を含む）については、茅ヶ崎市実施計画 2030 の策定、教育大綱及び教育基本計画の見直しに併せて検討します。

現時点で想定される取組の一例は次のとおりです。

方向性1 教職員が本来業務に注力できる環境づくり			担当
取組1		学校徴収金の会計事務の見直しと 小学校給食費の公会計化	学務課・教育総務課・各学校
取組2		「茅ヶ崎市立学校における部活動の活動方針」の徹底と 部活動の在り方の再検討・地域クラブ活動等との連携	学務課・学校教育指導課・各中学校 (関連課：社会教育課、各公民館、博物館)
取組3		登下校等に関する対応の見直し	各小学校
取組4	●	学校来校者への対応方法の見直し	教育総務課・各学校
取組5		教育課程の見直し・学校行事等の見直し	各学校
取組6		文書の簡素化と調査照会業務の見直し	教育委員会各課
取組7		押印の見直しと学校文書のペーパーレス化の徹底	教育総務課・学務課・学校教育指導課・各学校
取組8		校内清掃業務の見直し	教育施設課
取組9	●	学校事務職員の職務分担の見直し	学務課・教育総務課・各学校
取組10		専門性を有する民間活力の導入促進	学校教育指導課・各学校
方向性2 働き方改革の実効性を高める環境づくり			担当
取組11		職員会議などの会議回数・内容の見直し	各学校

取組 12		勤務時間外の留守番電話等の設定や活用	各学校・教育総務課
取組 13		出退勤時刻・時間外勤務時間の管理	学務課・各学校
取組 14		学校運営に係る人的サポートの充実	教育総務課・学務課・学校教育指導課・教育センター
取組 15		教職員の定数の拡充と適正な配当の要望	学務課
方向性 3 働きやすい職場環境づくり			担当
取組 16		情報システム等の導入	教育総務課・学務課・学校教育指導課・各学校
取組 17		会議等のオンラインシステム活用	学校教育指導課・教育センター
取組 18		学校閉庁日・休業日の継続実施	学務課・学校教育指導課
取組 19	●	働き方改革に関する研修の開催	学務課
取組 20	●	働き方改革に関する教職員の声を聞く仕組みづくり	学務課
取組 21	●	教育委員会における取組状況の見える化	学務課、教育総務課
方向性 4 教職員がいきいきと活躍できる環境づくり			担当
取組 22		条例・規則・規定の制定、改正及び周知	教育委員会各課
取組 23		メンタルヘルス対策・ストレスチェックの実施・活用、産業医の面談の実施	学務課・各学校
取組 24		労働安全衛生管理の徹底	教育総務課・学務課
取組 25		教育委員会との人事交流	学務課・教育総務課
取組 26		学校経営計画等への働き方改革への位置づけ	学務課・各学校
取組 27		学校運営協議会の設置	学校教育指導課・各学校

※「●」の記載がある取組は策定時点では未決定・未実施の取組となります。

神奈川県教育委員会と連携した茅ヶ崎市立学校の教職員の 働き方改革指針

令和7年5月 策定

発行 茅ヶ崎市教育委員会 教育総務部学務課 教職員担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7221 (直通)

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

